

税金
トレンド!
ZEIKIN
TREND

税金の「今」
がわかる!

法人版事業承継制度 中小企業の承継の円滑化

免税・猶予で税負担を最小限に



日本の中小企業界では経営者の高齢化と後継者不足が深刻な問題となっています。経営者の高齢化が進み、黒字であるにもかかわらず、後継者不足により廃業を余儀なくされる企業は、廃業企業の6割に上っています。これは雇用や技術の損失を招き、国家的な損失となりかねません。

しかし、この難局に光明が差しています。事業承継税制が整備され、事業を継承するプロセスにおける税金負担が大幅に軽減されることになっているからです。この制度を利用すると、中小企業が存続し、次世代へのバトンをスムーズに渡すことが可能になっています。

事業承継税制は、雇用や技術の損失を防ぐだけでなく、新しい経営者の情熱やアイデアを取り入れて企業を強化する機会でもあります。未来を継ぐための第一歩として、是非、ご活用ください。

1 法人版事業承継とは

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

この制度には、平成21年の税制改正によってつくられた「一般措置」と、平成30年度税制改正により、これまでの一般措置に加えて、10年間の期間限定の「特例措置」があります。

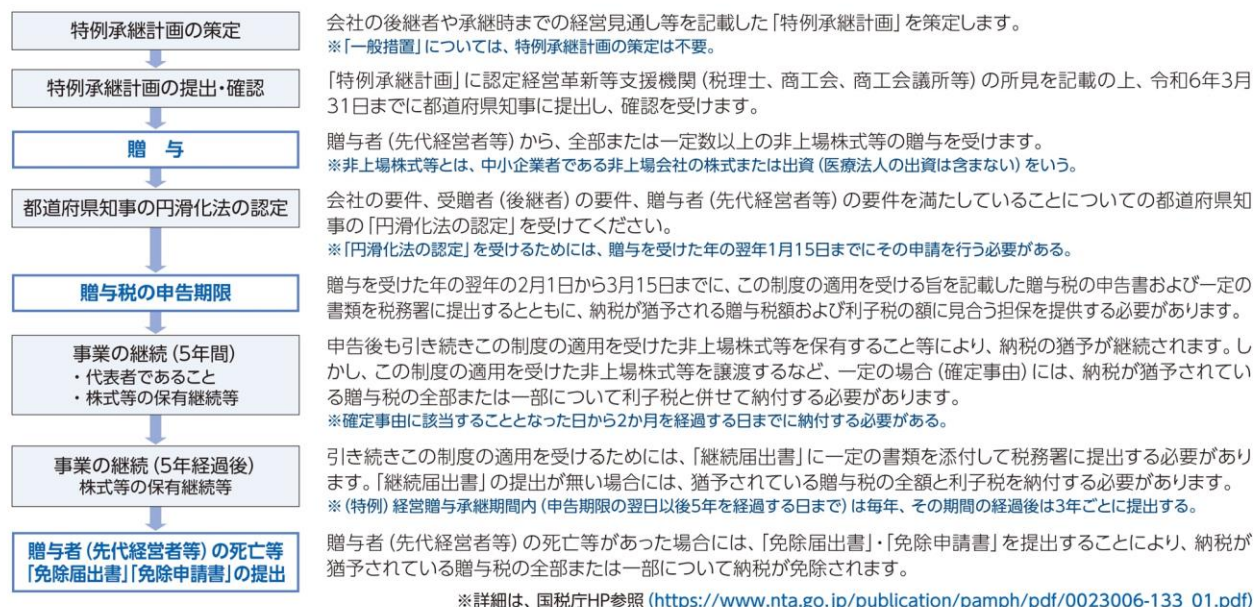
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4439.htm>)



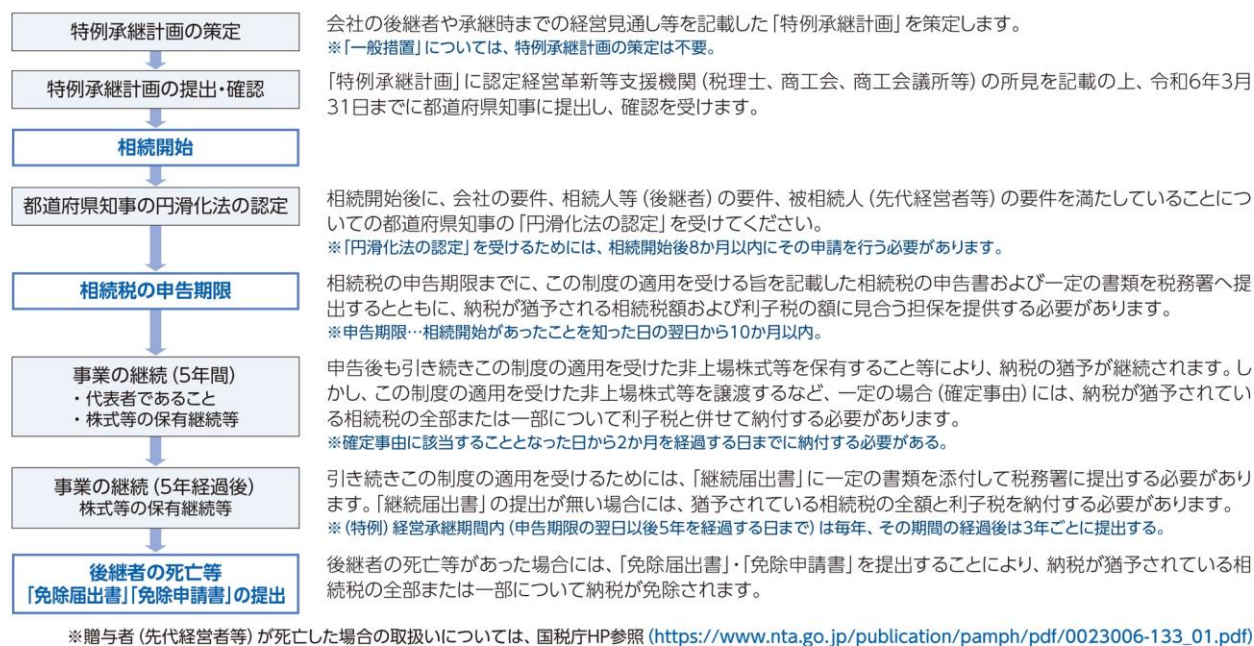
出典：国税庁パンフレット

	一般措置	特例措置
事前の計画策定等	不要	特例承継計画の提出 平成30年4月1日から令和6年3月31日まで
適用期限	なし	次の期間の贈与・相続等 平成30年1月1日から令和9年12月31日まで
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続等：80%	100%
承継のパターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から 最大3人 の後継者
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	弾力化
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	なし (猶予税額を納付)	あり
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫への贈与 ※令和4年3月31日以前の贈与については20歳以上	60歳以上の者から 18歳以上の者 への贈与 ※令和4年3月31日以前の贈与については20歳以上

2 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の流れ



3 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除



4 事業承継に関する支援

① 事業承継・引継ぎ補助金（<https://jsh.go.jp/>）

事業承継・引継ぎ補助金は、事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援する制度です。
①経営革新、②専門家活用、③廃業・再チャレンジの3つの分野で補助金の申請ができます。

② 事業承継・引継ぎ支援センター（<https://shoukei.smrj.go.jp/>）

国が設置する公的相談窓口です。親族内への承継も、第

三者への引継ぎも、中小企業の事業承継に関するあらゆる相談に対応しています。

③ 事業承継マッチング支援

（<https://www.jfc.go.jp/n/finance/jigyosyokei/matching/index.html>）

日本政策金融公庫では後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」人と、創業や新分野進出等を目的に「事業を譲り受けたい」人をつなぐ無料のマッチングサービスを提供しています。